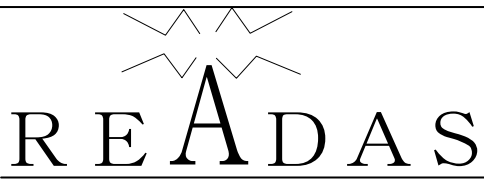


第 4700 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 2日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

金融円滑化法の期限切れ対策

Q：金融円滑化法が期限切れになったことに伴って、税制の支援策が税制改正で採られたとか。どのようなものなのですか？

A：次のようなものが用意されています。
【解説】

金融円滑化法が期限切れになったことに伴って、税制の支援策が税制改正で手当てされました。

主な内容は、次のとおりです。

- ①平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、青色申告書を提出する中小企業者に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合において、その有する資産の価額につき、一定の評価を行い、又は債務処理に関する計画に従って債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度が適用できるようになりました。
- ②中小企業者の取締役等でその法人の債務保証人であるものが、その有する資産でその資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその法人の事業の用に供されているものを債務処理計画に基づいて譲渡した場合には、一定の要件を満たせば、みなし譲渡課税の対象にならないこととなりました。この規定の適用は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間となっています。

